三　業務に係る手数料の額及びその収納方法
四　業務を行う職員の選解任及び配置に関する事項
五　業務に係る秘密の保持に関する事項
六　帳簿及び書類の管理に関する事項（廃棄物の処理の業務を営む者による情報の公開に係る状況の記録の保持に関する事項を含む。）
七　会計処理に関する事項
八　業務の適正な実施を確保するために必要な環境省に対する協力に関する事項

2　前項第二号については、次の各号に掲げる事項を含めなければならない。
一　業務の依頼を受けた場合には、次号に掲げる理由その他の正当な理由がある場合を除き、遅滞なく業務を実施すること。
二　取引関係その他の利害関係を有する者からの依頼を受けないこと。
三　依頼者を不当に差別しないこと。

3　第一項第三号の手数料の額は、適正なものでなければならない。

4　第一項第八号については、環境大臣が業務の適正な実施を確保するために必要な限度で行う次の各号に掲げる求めに対し、これを断る正当な理由がない限り応じる旨を含めなければならない。
一　業務又は資産の状況についての報告を求めること。
二　前号の報告の内容を精査するに当たり、特に必要と認める場合又は同号の報告が著しく遅滞している場合に、指定を受けた者に通告の上、指定を受けた者の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類、その他の物件の検査を行うこと。
三　指定を受けた者の業務について必要な指示を行うこと。

5　指定を受けた者は、第一項の承認を得た業務規程を公表しなければならない。

（業務執行の決定の中立性の確保）
第九条の二の四　業務に関する理事会又は取締役会の決議について、次のいずれかに該当する理事又は取締役は、議決に加わることができない。（新規）
一　第九条の二の二第四号ハに該当する者
二　前号に掲げる者の配偶者、二親等内の親族、役員若しくは令六条の十に規定する使用人又はこれらの役員若しくは使用人の配偶者若しくは二親等内の親族

（役員の選解任の届出義務）
第九条の二の五　指定を受けた者は、その役員の選解任があつた場合には、遅滞なく環境大臣に届け出なければならない。（新規）

（業務の休廃止）
第九条の二の六　指定を受けた者は、業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、その休止又は廃止の一月前までにその旨を届け出なければならない。（新規）

（指定の取消し）
第九条の二の七　環境大臣は、前条の規定により指定を受けた者が業務の休廃止を環境大臣に申し出た場合又は指定の必要がなくなつたと認める場合には、指定を取り消すものとする。（新規）